

一般会計補正予算

1億9,187万9千円を追加

平成16年第2回南富良野町議会定例会が6月22日から24日まで開催され、代表監査委員から監査報告、町長から行政報告、議会運営委員長および総務民教・産業建設両常任委員長より所管事務調査報告が行われました。

このあと議案審議に入り、南富良野町振興公社の経営状況など報告2件、平成16年度各会計補正予算、条例の改正、任期満了に伴う監査委員の選任など町長提出議案15件が審議に付され、また、2期目の当選を果たした池部町長から町政執行方針の説明がされ、酒井年夫議員から執行方針に対する質疑が行われました。

結果、各議案ともにそれぞれ原案のとおり可決し閉会しました。なお、本定例会で審議された議案は次のとおりです。

報告

◇繰越明許費繰越計算書
中山間地域総合整備事業が、

平成15年度一般会計予算から平成16年度に繰越して事業が行われることについて、地方自治法施行令の規定により報告されました。

◇株式会社南富良野町振興公社の経営状況
町などが出資し、町有施設の管理運営や農産物の加工販売を業務とする株式会社南富良野町振興公社の平成15年度決算状況および平成16年度の事業計画について、地方自治法の規定により報告されました。

平成16年度補正予算

◇一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ1億9,187万9千円を追加し、総額40億5,805万1千円となりました。

◇国民健康保険事業特別会計補正予算

歳入歳出それぞれ1,897万7千円を減額し、総額2億8,865万7千円となりました。

◇老人保健特別会計補正予算
歳入歳出それぞれ309万円

を追加し、総額4億2,930万円となりました。

◇介護保険特別会計補正予算
歳入歳出それぞれ79万1千円を追加し、総額2億1,866万5千円となりました。

◇介護サービス事業特別会計補正予算
歳入歳出の総額は、補正前と同額の2億5,200万4千円となりました。

◇簡易水道事業特別会計補正予算
歳入歳出それぞれ170万円を追加し、総額1億6,389万6千円となりました。

◇公共下水道事業特別会計補正予算
歳入歳出の総額は、補正前と同額の1億9,043万1千円となりました。

条例の改正

◇町長等の給与に関する条例
町長と助役の給与月額および期末手当の減額について、「平成16年1月から平成19年3月まで」としていた期間を、「平成19年4月以降にも引き続き適用す

るよう改正されました。

◇教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例
教育長の給与月額および期末手当の減額について、「平成16年1月から平成19年3月まで」としていた期間を、「平成19年4月以降にも引き続き適用するよう改正されました。

◇町税条例
地方税法の改正に伴い、町税条例の一部が改正されました。

◇国民健康保険税条例
平成16年度以降に適用される国保税の税率について、次のように改正されました。

国保税所得割
「100分の6.7」を「100分の8.0」とする。

国保税均等割
被保険者1人につき「19,500円」を「21,000円」とする。

国保税平等割
1世帯につき「29,000円」を「30,000円」とする。

介護給付金課税所得割
「100分の0.7」を「100分の1.0」とする。

介護給付金課税均等割
被保険者1人につき「4,000円」を「5,500円」とする。

介護給付金課税平等割

1世帯につき「3,000円」を「4,000円」とする。

◇町立学校設置条例
平成17年度からの中学校一校化に伴い、学校の名称を、町立南富良野中学校とし、位置を、字幾寅1052番地とするよう改正されました。

◇老人医療費の助成に関する条例
北海道医療給付事業老人医療特別対策事業の改正に伴い、対象となる老人の範囲を、昭和14年7月31日以前に生まれた70歳未満の者とし、助成の期限を「平成20年3月31日まで」に行われた医療」とするよう改正されました。

その他の議案

◇辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定
平成20年度までの5年間に整備する 落合線防雪柵設置事業
パイロット幹線防雪柵設置事業
東幾寅線雪寒事業の計画が策定されました。

◇町監査委員の選任
6月28日で任期が満了になる天谷一二氏の後任に、河原澄和氏（幾寅）を選任することに同意されました。